

海岸法

(昭和31.5.12) 最近改正 平成30.12.14 法95号

1. 海岸保全区域内における一定の行為の制限

(1) 海岸保全区域（法第3条）

海岸保全区域は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、都道府県知事が指定する、防護すべき海岸にかかる一定の区域であり、陸地においては春分の日の満潮時の水際線から、水面においては春分の日の干潮時の水際線からそれぞれ50m以内（原則）で指定されます。

海岸管理者には、原則として都道府県知事がなります。

(2) 制限の内容（法第8条第1項）

海岸保全区域内において次の行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければなりません。

- I 土石（砂を含む。）を採取すること
- II 水面若しくは公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること
- III 土地の掘削、盛土、切土又は海岸管理者が海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて指定した木材その他の物件の投棄・係留等

【適用除外】（施行令第2条）

- I 海岸管理者以外の者がその権原に基づいて管理する土地における載荷重1㎡につき10t以内の施設又は工作物の新設・改築
- II 海岸管理施設から5m以内の地域及び水面以外の場所で行う地表から深さ1.5m以内の土地の掘さく又は切土 など

2. 確認方法

取引物件が海岸保全区域にかかっているか否かの確認のためには、都道府県の担当部局（当該海岸保全区域の海岸管理者の事務所）で海岸保全区域台帳を閲覧することができます。